

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 24    | 松本市 固定資産税・都市計画税 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

松本市

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |   |
|---|---|
| ①事務の名称  | 固定資産・都市計画税賦課業務  |
| ②事務の概要  | 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)現在における土地、家屋及び償却資産の所有者に対し、固定資産税・都市計画税を算出し、賦課及び通知を行う。また、固定資産税・都市計画税に係る各種証明書等の発行を行う。             |
| ③システムの名称  | 固定資産税システム、宛名管理システム、ダウンリカバリーシステム、eLTAXシステム、データ連携システム、返戻管理システム、納税管理人システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー               |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24の項<br>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条                            |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |   |
| ①実施の有無  | [ 実施する ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠   | ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表<br>・情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項) |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |   |
| ①部署   | 財政部資産税課   |
| ②所属長の役職名  | 資産税課長   |
| 6. 他の評価実施機関   |   |
|   |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求  |   |
| 請求先   | 財政部資産税課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ  |   |
| 連絡先   | 財政部資産税課 0263-34-3000  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した  |   |
| 適用した理由  |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 10万人以上30万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |                     |  |
|--|---------------------|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]   |                     | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |                     |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |                     |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |                     |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |                     | [      ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |                     | [      ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |                     | [      ]接続しない(入手)      [      ]接続しない(提供)                         |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去   |   |
|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か   | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない                        |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か   | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   | ・マイナンバー入りの書類を出先機関から提供してもらう際は、鍵付きのバッグを使用し、あて先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う<br>・特定個人情報保管する際は、施錠できる部屋等の保管を徹底している。<br>・書類を廃棄する場合は、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。  |
| 9. 監査   |   |
| 実施の有無   | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発  |   |
| 従業員に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/><br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠   |   |

